

# 令和6事業年度 事業報告書

独立行政法人 日本学生支援機構



\* \* \* \* \* 目 次 \* \* \* \* \*

<b>1. 法人の長によるメッセージ</b> .....	1
<b>2. 法人の目的、業務内容</b> .....	2
(1) 法人の目的 .....	2
(2) 業務内容 .....	2
<b>3. 政策体系における法人の位置付け及び役割（ミッション）</b> .....	3
<b>4. 中期目標</b> .....	4
(1) 概要 .....	4
(2) 一定の事業等のまとめごとの目標等 .....	5
<b>5. 法人の長の理念や運営上の方針・戦略等</b> .....	6
(1) 経営基本理念 .....	6
(2) 経営方針 .....	6
<b>6. 中期計画及び年度計画</b> .....	7
<b>7. 持続的に適正なサービスを提供するための源泉</b> .....	10
(1) ガバナンスの状況 .....	10
(2) 役員等の状況 .....	10
(3) 職員の状況 .....	13
(4) 重要な施設等の整備等の状況 .....	13
(5) 純資産の状況 .....	14
(6) 財源の状況 .....	14
(7) 社会及び環境への配慮等の状況 .....	15
(8) 法人の強みや基盤を維持・創出していくための源泉 .....	15
<b>8. 業務運営上の課題・リスク及びその対応策</b> .....	16
(1) リスク管理の状況 .....	16
(2) 業務運営上の課題・リスク及びその対応策の状況 .....	16
<b>9. 業績の適正な評価の前提情報</b> .....	17
(1) 奨学金事業 .....	17
(2) 留学生支援事業 .....	18
(3) 学生生活支援事業 .....	19

<b>10. 業務の成果と使用した資源との対比</b> .....	20
(1) 自己評価.....	20
(2) 当中期目標期間における主務大臣による過年度の総合評定の状況.....	22
<b>11. 予算と決算との対比</b> .....	23
<b>12. 財務諸表に関する法人の長による説明情報</b> .....	24
(1) 貸借対照表.....	24
(2) 行政コスト計算書.....	25
(3) 損益計算書.....	25
(4) 純資産変動計算書.....	26
(5) キャッシュ・フロー計算書.....	27
<b>13. 内部統制の運用に関する情報</b> .....	29
(1) 内部統制の運用（業務方法書第 47 条、第 51 条）.....	29
(2) リスクの管理（業務方法書第 52 条）.....	29
(3) 監事監査・内部監査（業務方法書第 55 条、第 56 条）.....	29
(4) 入札及び契約に関する事項（業務方法書第 58 条）.....	29
(5) 予算の適正な配分（業務方法書第 59 条）.....	29
<b>14. 法人の基本情報</b> .....	30
(1) 沿革.....	30
(2) 設立に係る根拠法.....	30
(3) 主務大臣.....	30
(4) 組織図.....	31
(5) 事務所（従たる事務所を含む）の所在地.....	32
(6) 主要な特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等の状況.....	33
(7) 主要な財務データの経年比較.....	33
(8) 翌事業年度に係る予算、収支計画及び資金計画.....	33
<b>15. 参考情報</b> .....	36
(1) 要約した財務諸表の科目の説明.....	36
(2) その他公表資料等との関係の説明.....	38

※ 単位未満は四捨五入のため、各欄積算と合計欄の数字が一致しないことがある。

## 1. 法人の長によるメッセージ

独立行政法人日本学生支援機構（JASSO）は、「我が国の大学等において学ぶ学生等に対する適切な修学の環境を整備し、もって次代の社会を担う豊かな人間性を備えた創造的な人材の育成に資するとともに、国際相互理解の増進に寄与することを目的」（日本学生支援機構法第3条）に、国の様々な学生支援事業を総合的に実施する中核機関として平成16年4月1日に創設され、令和6年には節目の創設20周年を迎えました。令和6年度は、文部科学大臣から与えられる中期目標が第5期に入り、中期目標を達成するために策定した、第5期中期計画に基づく事業を開始したところです。

第5期中期目標は、第4期を引き継ぎながら、社会の変化に対応しつつ、学生支援の一層の充実を図るものとなっています。奨学金事業においては、給付奨学金の中間所得層への拡大や、大学院段階における授業料後払い制度の創設、留学生支援事業においては、「トビタテ！留学JAPAN」第2ステージを含めた日本人学生の海外留学の促進と政府方針に沿った外国人留学生の戦略的な受入れ、学生生活支援事業においては、障害者差別解消法の改正を踏まえた合理的配慮に係る取組の支援等が求められております。私たちは、志ある人々の学びを確実に支えるべく、奨学金、留学生支援、学生生活支援の3つの事業を柱とした支援を、国及び大学等の関係機関とも十分に連携しつつ、より一層充実させてまいります。

近年、ICTやAIをはじめとする科学技術が急速に進歩し、社会が変容を続けるなかで、高等教育もそこで学ぶ学生の生活も大きく変わりつつあります。貧困や地域格差、円安や物価高による生活上の負担の深刻化は、直接・間接に学業と学生生活に影響を与えており、世界各地で起きている紛争や国内で相次ぐ自然災害による影響も懸念されます。このような状況のもと、学生支援のナショナルセンターであるJASSOが果たすべき役割は益々重要になっています。私たちは、一人ひとりの学生が自らの可能性を最大限に発揮できる環境を整えることが、社会全体の豊かな未来を創造することにつながると考え、努力を重ねてまいります。

皆様方におかれましては、JASSOの事業活動への一層のご理解をお願いするとともに、今後とも格別のご支援、ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

独立行政法人日本学生支援機構  
理事長 吉岡 知哉

## 2. 法人の目的、業務内容

### (1) 法人の目的

機構は、教育の機会均等に寄与するために学資の貸与及び支給その他学生等の修学の援助を行い、大学等が学生等に対して行う修学、進路選択その他の事項に関する相談及び指導について支援を行うとともに、留学生交流の推進を図るための事業を行うことにより、我が国の大学等において学ぶ学生等に対する適切な修学の環境を整備し、もって次代の社会を担う豊かな人間性を備えた創造的な人材の育成に資するとともに、国際相互理解の増進に寄与することを目的としています。（独立行政法人日本学生支援機構法第3条）

### (2) 業務内容

機構は、独立行政法人日本学生支援機構法第3条の目的を達成するため以下の業務を行うことと  
しています。

- 学生等への学資の貸与及び支給その他の援助
- 留学生への学資の支給その他の援助
- 留学生寄宿舍等の設置及び運営
- 日本留学試験の実施
- 日本語予備教育の実施
- 留学生寄宿舍の設置者等への助成金の支給
- 留学生交流の推進
- 大学等が学生等に対して行う相談・指導業務に関する研修及び情報提供
- 学生等の修学環境の整備方策に関する調査及び研究

（独立行政法人日本学生支援機構法第13条第1項）

### 3. 政策体系における法人の位置付け及び役割（ミッション）

機構の各業務と政府方針・政策との対応関係につきましては、以下政策体系図のとおりとされています。

## 独立行政法人日本学生支援機構の政策体系図

### 政府方針・政策

- **第4期教育振興基本計画**（令和5年6月16日閣議決定）  
教育費負担軽減の着実な実施及び更なる推進、日本人学生・生徒の海外留学の推進、外国人留学生の受入れの推進、大学等における学生支援
- **こども未来戦略**（令和5年12月22日閣議決定）  
高等教育費の負担軽減（授業料等減免及び給付型奨学金の多子世帯や理工農系の学生等の中間層への拡大、大学院修士段階における「授業料後払い制度」の創設、貸与型奨学金の減額返還制度の見直し、等）
- **「未来を創造する若者の留学促進イニシアティブ」**（令和5年4月27日教育未来創造会議第二次提言）  
日本人留学生の中長期留学者の数と割合の向上、大学院生の学位取得の推進。  
高い志を有する優秀な外国人留学生の戦略的受入れの推進、受入れ地域のさらなる多様化。
- **第5次障害者基本計画**（令和5年3月14日閣議決定）  
高等教育における障害学生支援の推進
- **経済財政運営と改革の基本方針2023**（令和5年6月16日閣議決定）  
奨学金制度の充実など高等教育費の負担軽減、留学生の派遣・受入れの強化、産業界と連携したキャリア教育・職業教育の推進

### 独立行政法人日本学生支援機構法に基づく業務

（機構の目的）

第三条 独立行政法人日本学生支援機構は、教育の機会均等に寄与するために学資の貸与及び支給その他学生等の修学の援助を行い、大学等が学生等に対して行う修学、進路選択その他の事項に関する相談及び指導について支援を行うとともに、留学生交流の推進を図るための事業を行うことにより、我が国の大学等において学ぶ学生等に対する適切な修学の環境を整備し、もって次代の社会を担う豊かな人間性を備えた創造的な人材の育成に資するとともに、国際相互理解の増進に寄与することを目的とする。

### 第5期中期目標期間における日本学生支援機構の役割

学生支援の中核機関として、日本人学生及び外国人留学生に対する支援施策を総合的に実施

#### 学資の支給及び貸与 その他の学生等の修学の援助

教育の機会均等の観点から、意欲と能力がありながら、経済的理由により修学が困難な学生等に対し、学生等の自立を支援し、修学環境を整えるため、奨学金事業を実施

#### 留学生交流の推進 その他の留学生への修学の支援

優秀な外国人留学生の積極的かつ戦略的な受入れを推進するとともに、意欲と能力のある日本人学生・学生の海外留学を支援するため、留学生支援事業を実施

#### 大学等が学生等に対して行う 学生生活支援の促進

大学等における障害学生支援の取組の促進や、学生のキャリア形成支援・就職支援に係る取組の促進等、政策上特に重要性の高い学生生活支援について、大学等の取組を促進するため、学生生活支援事業を実施

## 4. 中期目標

### (1) 概要

#### ① 中期目標期間

機構の第5期中期目標期間は、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間です。

#### ② 中期目標の概要

機構では、奨学金事業、留学生支援事業及び学生生活支援事業の各事業についての政策的な要請に着実に対応するとともに、各事業に共通する課題として、高度化・複雑化する業務に適切に対応するため、多様な専門性を持つ人材の育成・確保を図るとともに、職員のモチベーションの向上に向けた職場環境の整備や業務改善の推進等に継続的に取り組んでいくことが求められています。

我が国では、急速な少子化・人口減少が進んでいる状況の中、教育費の負担が理想の数の子供を持たない大きな理由の一つとなっているとの声があり、その負担軽減が喫緊の課題とされる高等教育については、教育の機会均等を図る観点からも、着実に取組を進めていく必要があります。

「第4期教育振興基本計画」（令和5年6月16日閣議決定）（以下「基本計画」という。）及び「こども未来戦略」（令和5年12月22日閣議決定）においては、高等教育費の負担軽減のため、「高等教育の修学支援新制度」等の着実な実施に加え、令和6年度以降、以下の方針等が示されています。

- ・給付奨学金及び授業料等減免を多子世帯や理工農系の学生等の中間層へ対象を拡大するとともに、令和7年度から、多子世帯の学生等については授業料等を無償とする措置を講ずる
- ・大学院修士段階において「授業料後払い制度」を創設した上で、本格導入に向けた更なる検討を進める
- ・貸与奨学金の減額返還制度を見直す

また、基本計画及び「未来を創造する若者の留学促進イニシアティブ」（令和5年4月27日教育未来創造会議第二次提言）において、グローバル社会における人材育成のため、外国人への日本留学の魅力の発信や外国人留学生に対する学資金支給等の経済的支援等による戦略的な外国人留学生の受入れの推進や、海外の大学等において学位を取得する長期留学への支援等による日本人学生の海外留学の推進が掲げられています。

さらに、基本計画において、障害のある学生の在籍者数が増加している高等教育段階の状況を踏まえ、合理的配慮等が適切に実施されるよう、各大学等における障害のある学生への支援体制の充実や、大学間の連携や関係機関との連携等を通じた障害のある学生の修学・就職支援が掲げられているなど、学生生活支援の一層の充実が求められています。

以上を踏まえ、第4期中期目標期間における業務の実績についての評価等に基づき、機構の第5期中期目標が定められています。

[中期目標の詳細は、リンク先（業務に関する第5期中期目標期間の情報）をご覧ください。](#)



## (2) 一定の事業等のまとめごとの目標等

機構では中期目標における一定の事業等のまとめごとの区分に基づくセグメント情報を開示しています。開示しているセグメント情報及び対応する目標、勘定区分については、以下のとおりです。

一定の事業等のまとめ (セグメント区分)	目標 (概要)
奨学金事業	教育の機会均等の観点から、意欲と能力がありながら、経済的理由により修学が困難な学生等に対し、学生等の自立を支援し、修学環境を整えるため、教育事業として奨学金事業を実施することとされています。
留学生支援事業	「第4期教育振興基本計画」等の国の方針を踏まえ、引き続き、優秀な外国人留学生の積極的かつ戦略的な受入れを推進するとともに、意欲と能力のある日本人生徒・学生の海外留学を支援することとされています。
学生生活支援事業	全ての大学等において障害のある学生等に対する合理的配慮の提供が法的義務となる状況の中、機構は、大学等における障害学生支援の取組の促進を図ることが期待されています。また、産学で合意された新たな類型に基づくインターンシップをはじめとした学生のキャリア形成支援・就職支援に係る取組の促進を図ること等、学生生活支援において、政策上特に重要性の高いもの等について、大学等の取組を促進することとされています。

一定の事業等のまとめ (セグメント区分)	勘定区分
奨学金事業	学資支給業務勘定
	一般勘定
留学生支援事業	
学生生活支援事業	

## 5. 法人の長の理念や運営上の方針・戦略等

### (1) 経営基本理念

JASSO の2つの S、“Student Services”を我々の活動の原点として、学生がどんなときでも安心して学ぶことができるよう、必要なサービスを提供していくことを組織の目的に掲げ、我が国の将来を担う若者たちの学びと成長を見守っていきます。

具体的には、奨学金、留学生支援、学生生活支援の3つの支援事業を行い、我が国の学生の学びを支える重要なインフラを提供する学生支援のナショナルセンターとして、次代の社会を担う人材の育成に貢献します。

### (2) 経営方針

#### ① 学生に対する支援

我が国における学生支援の中核機関として、学生を取り巻く状況や生活の実態を踏まえ、教育の機会均等を担保する奨学金の貸与及び給付のほか、グローバル化に向けた留学生交流の積極的な支援、多様化するニーズに応じた学生生活の支援等を行い、若者の学びを支えています。

#### ② 高等教育機関に対する支援

意欲のある学生の修学の場として、社会に有為な人材の輩出を担う高等教育機関に対し、今後期待される学びの環境整備を組織的に支援することにより、教育機能の高度化と学校経営の基盤強化を支えています。

#### ③ 国・大学・企業等との連携・協力

国・大学・企業等と密接に連携・協力し、それぞれが持つ資源や能力、発想を結集することにより、社会全体で学生の学びを支えると同時に社会が求める人材を育成し得る、より質の高い効果的な学生支援を実現します。

#### ④ 学生支援のナショナルセンターとしての機能の充実

学生支援のナショナルセンターとして、国の関連施策の基礎となる学生生活・学生支援の実態に関する情報収集・分析を充実させるとともに、国全体を通じた課題の把握・分析、先進的な取組の情報提供等を行っていきます。

#### ⑤ 事業の不断の見直しと効率的な経営

理事長のリーダーシップの下、社会の諸情勢の変化に応じて事業の不断の見直しを行うとともに、独立行政法人としての特性を十分に活用した迅速な意思決定に基づき、適切な経営資源の配分を実施し、効率的な経営を行います。

## 6. 中期計画及び年度計画

第5期中期計画（令和6年4月～令和11年3月）に掲げる項目及びその主な内容と令和6年度の年度計画の項目及び主な内容は次のとおりです。

[中期計画・年度計画の詳細は、リンク先（業務に関する第5期中期目標期間の情報）をご覧ください。](#)



第5期中期計画	令和6年度計画
I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	
1 奨学金事業	
(1) 給付奨学金	
①奨学金の的確な支給	
②適格認定の実施	
(2) 貸与奨学金	
①奨学金の的確な貸与	
②適格認定の実施	
③債権の適切な管理及び返還金の確実な回収	
新規返還者回収率：97.2%以上	新規返還者回収率：97.2%以上
<関連指標> 3ヶ月以上延滞債権額の割合： 3.83%以下	<関連指標> 3ヶ月以上延滞債権額の割合： 3.01%以下
④減額返還・返還期限猶予制度の適切な運用	
<関連指標> 減額返還及び返還期限猶予の申請件数 に占める電子申請の割合： 50%以上	<関連指標> 減額返還及び返還期限猶予の申請件数 に占める電子申請の割合： 31.26%以上
⑤多様な返還方法等の提供	
<関連指標> 代理返還制度の利用企業数： 4,600社以上	<関連指標> 代理返還制度の利用企業数： 2,358社以上
⑥返還免除制度の適切な運用	
⑦機関保証制度の運用	
(3) 奨学金事業に共通する事項の実施	
①奨学金制度の周知及び広報の充実	
②学校との連携強化	
③効果検証方策等の検討	

<b>2 留学生支援事業</b>	
(1) 外国人留学生に対する支援	
①日本留学に関する情報提供等の充実	
②日本留学試験の適切な実施	
渡日前入学許可実施校数： 197 校以上	渡日前入学許可実施校数： 197 校以上
③日本語教育センターにおける教育の実施	
日本語教育センターから高等教育機関に 進学した者の割合： 95.8%以上	日本語教育センターから高等教育機関に 進学した者の割合： 95.8%以上
④学資金の支給等	
⑤宿舍の支援及び交流促進	
⑥卒業・修了後の支援	
(2) 日本人留学生に対する支援	
①海外留学に関する情報提供等の充実	
年間のイベント実施・協力回数： 30 回以上	年間のイベント実施・協力回数： 30 回以上
②学資金の支給	
<b>3 学生生活支援事業</b>	
(1) 学生生活、学生生活支援に関する情報の収集・分析・提供	
(2) 障害のある学生等に対する支援	
(3) キャリア教育・就職支援	
<b>II 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置</b>	
1 業務の効率化	
(1) 一般管理費等の削減	
一般管理費：2 億 8,881 万円以下 (令和 5 年度比▲5.0%)	一般管理費：3 億 97 万円以下 (令和 5 年度比▲1.0%)
業務経費：50 億 3,381 万円以下 (令和 5 年度比▲5.0%)	業務経費：52 億 4,576 万円以下 (令和 5 年度比▲1.0%)
(2) 人件費・給与水準の適正化	
(3) 契約の適正化	
2 組織の効果的な機能発揮	
3 情報システムの適切な整備及び運用、業務処理方法の改善	
4 適切な情報の発信、調査分析等の推進	
<b>III 財務内容の改善に関する事項</b>	
1 収入の確保等、寄附金の活用	
2 予算の管理及び計画的な執行、適切な債権管理	

(1) 予算、収支計画及び資金計画
(2) 短期借入金の限度額
(3) 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産の処分等に関する計画
(4) 重要な財産の処分等に関する計画
(5) 剰余金の使途
(6) 中期目標の期間を超える債務負担
(7) 積立金の使途
(8) 奨学金貸与事業における適切な債権管理の実施
IVその他業務運営に関する重要事項
1 内部統制・ガバナンスの強化
(1) 事業運営への外部有識者の参画
(2) 外部評価の実施
(3) 理事会等によるガバナンスの確保
(4) リスク管理の推進
(5) コンプライアンスの推進
(6) 内部監査の実施
2 個人情報保護及び情報セキュリティ対策の推進
3 施設及び設備に関する計画
4 人事に関する計画



				平成22年4月 立教大学総長 平成30年4月 立教大学名誉教授
理事長代理・ 理事	蝦名 喜之	(理事長代理) 自 令和5年8月8日 至 令和8年3月31日  (理事) 自 令和5年8月8日 至 令和8年3月31日	政策企 画、財務 及びグロ ーバル人材 育成に関 する業務 担当	平成2年4月 文部省採用 平成14年3月 在フランス大使館一等書記官 平成23年3月 大臣官房付(併)内閣府被災者 生活支援特別対策本部参事官 平成23年7月 初等中等教育局幼児教育課長 平成26年7月 大臣官房文教施設企画部施設助 成課長 平成27年8月 高等教育局私学助成課長 平成28年6月 同 私学行政課長 平成29年7月 同 高等教育企画課長 令和元年8月 大臣官房審議官(初等中等教育 局担当) 令和3年7月 内閣審議官(内閣官房副長官補 付) 令和3年12月 内閣官房子ども家庭庁設置法案等 準備室審議官 令和4年7月 大臣官房文部科学戦略官 令和4年9月 公立学校共済組合理事 令和5年8月 文部科学省退職(役員出向)
理事	石川 和則	自 令和6年4月1日 至 令和8年3月31日	総務、情 報及び学 生生活に 関する業 務担当	昭和58年4月 日本育英会採用 平成29年4月 日本学生支援機構監査室長 平成30年4月 日本学生支援機構返還部長 令和元年8月 日本学生支援機構奨学事業戦略 部長 令和3年4月 日本学生支援機構関東甲信越支 部長 令和3年8月 日本学生支援機構検査室長 令和5年4月 日本学生支援機構参与 令和6年3月 日本学生支援機構退職
理事	谷合 俊一	自 令和6年4月1日 至 令和8年3月31日	奨学金に 関する業 務担当	平成4年4月 文部省採用 平成18年4月 研究振興局振興企画課学術企画 室長 平成19年1月 高等教育局大学振興課大学入試 室長 平成19年7月 国立大学法人東京大学本部統括 長(財務系/研究推進系)

				<p>(兼) 本部総合研究博物館グループ長</p> <p>平成21年10月 カリフォルニア大学総長事務室</p> <p>平成22年10月 初等中等教育局参事官付学校運営支援企画官</p> <p>平成23年4月 同 企画官</p> <p>平成24年8月 高等教育局視学官(併) 研究開発局原子力損害賠償対策室次長</p> <p>平成25年4月 国立教育政策研究所教育課程研究センター研究開発部長</p> <p>平成26年2月 生涯学習政策局社会教育課長</p> <p>平成28年4月 日本学生支援機構政策企画部長</p> <p>平成29年8月 新潟県立大学副理事(兼) 事務局長</p> <p>平成31年4月 官房付(併) 内閣参事官(内閣官房副長官補付)(命) 教育再生実行会議担当室参事官</p> <p>令和元年12月 (命) 官房文部科学戦略官</p> <p>令和3年4月 東京工業高等専門学校校長</p> <p>令和6年3月 文部科学省退職(役員出向)</p>
理事	吉野 利雄	自 令和2年4月1日 至 令和8年3月31日	留学生及び日本語教育に関する業務担当	<p>昭和58年4月 日本国際教育協会採用</p> <p>平成28年4月 日本学生支援機構総務部長</p> <p>平成31年4月 日本学生支援機構留学生事業部長</p> <p>令和2年3月 日本学生支援機構退職</p>
監事 (非常勤)	竹内 俊郎	自 令和3年9月1日 至 令和10事業年度の財務諸表承認日	—	<p>昭和50年8月 東京水産大学水産学部助手採用</p> <p>昭和55年8月 同 講師</p> <p>昭和58年3月 農学博士(東京大学)</p> <p>昭和58年5月 東京水産大学 助教授</p> <p>平成6年4月 同 教授</p> <p>平成15年10月 東京海洋大学教授</p> <p>平成15年10月 同 大学院海洋科学技術研究科長(平成18年3月まで)</p> <p>平成20年4月 国立大学法人東京海洋大学教育研究評議会評議員</p> <p>平成21年4月 同 理事・副学長</p> <p>平成24年4月 同 教授</p> <p>平成25年3月 同 退職</p>

				平成25年4月 同 教授（再雇用） 平成27年4月 国立大学法人東京海洋大学長 令和3年3月 同 退職 令和3年4月 国立大学法人東京海洋大学名誉教授
監事 （非常勤）	小川 千恵子	自 平成26年4月1日 至 令和10事業年度の財務諸表承認日	—	平成3年10月 センチュリー監査法人採用 平成13年4月 新日本監査法人さいたま事務所採用 平成18年2月 監査法人日本橋事務所採用 平成22年7月 リソース・グローバル・プロフェッショナルズ採用 平成26年3月 小川会計事務所開業

## ② 会計監査人の名称及び報酬

会計監査人は有限責任あずさ監査法人であり、当該監査法人及び当該監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、当事業年度の当法人の監査証明業務に基づく報酬は 23 百万円（税込）、当事業年度の当法人の非監査業務に基づく報酬については該当ありません。

## （3）職員の状況

常勤職員は令和6年度末現在549人（前期比4人増加、0.7%増）であり、平均年齢は44.6歳（前期末44.9歳）となっています。

このうち、国等からの出向者は14人、民間からの出向者は7人、令和7年3月31日退職者は28人です。

管理職に占める女性の割合は32.2%となっています。

業務を適切に実施するために必要な人材の確保・育成と適正配置を図ることを目的に策定された人事基本計画に基づき、適切に職員採用・研修等を実施いたしました。

## （4）重要な施設等の整備等の状況

### ① 当事業年度に完成した主要な施設等

該当なし

### ② 当事業年度継続中の主要な施設等の新設・拡充

《令和4年度補正予算、令和5年度補正予算》

・市谷事務所再整備事業

### ③ 当事業年度に処分した主要な施設等

該当なし

## (5) 純資産の状況

### ① 資本金の額及び出資者ごとの出資額

(単位：百万円)

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
政府出資金	100	-	-	100
資本金合計	100	-	-	100

### ② 目的積立金の申請状況、取崩内容等

当期総利益 16 百万円については、固定資産を自己収入で取得したことにより発生した現金を伴わない会計処理上の利益を主な要因としており、「独立行政法人の経営努力認定について」（平成 26 年 6 月 27 日（平成 28 年 6 月 1 日一部改訂）・総務省行政管理局）の基準に合致するものではないため、通則法第 44 条第 3 項の目的積立金として申請は行っておりません。

また、市ヶ谷事務所再整備事業費及び自己収入で取得した資産の償却等を使用に承認を受けた前中期目標期間繰越積立金については、今期、市ヶ谷事務所再整備事業費及び自己収入で取得した資産の償却により 752 百万円取り崩しを行いました。

## (6) 財源の状況

### ① 財源の内訳

区分	金額（百万円）	構成比率（%）
借入金等	891,534	44.4
運営費交付金	16,604	0.8
国庫補助金	168,785	8.4
施設整備費補助金	3,123	0.2
受託収入等	127	0.0
寄附金収入	1,277	0.1
貸付回収金	901,575	44.9
貸付金利息等	22,072	1.1
政府補給金	104	0.0
その他	4,258	0.2
合計	2,009,459	100

### ② 自己収入に関する説明

機構の自己収入は 27,731 百万円で、事業別に区分すると、奨学金事業で 24,583 百万円、留学生支援事業では 3,050 百万円等となっています。

奨学金事業に係る自己収入の内訳は、有利子である第二種学資貸与金に係る学資貸与金利息 21,981 百万円、貸付金の滞納に対する延滞金収入 2,213 百万円等となっています。

留学生支援事業に係る自己収入の内訳は、官民協働海外留学支援制度等に係る寄附金収益 1,045 百万円、日本留学試験に係る日本留学試験検定料収入 784 百万円、留学生宿舍の館費等の収入 630 百万円等となっています。

## **(7) 社会及び環境への配慮等の状況**

機構では、社会及び環境への配慮の方針として以下を定め、各方針に沿った取組を実施しています。

- 「独立行政法人日本学生支援機構がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出削減等のため実行すべき措置について定める実施計画」
- 「環境物品等の調達の推進を図るための方針」
- 「独立行政法人日本学生支援機構 行動計画」(女性活躍推進のための行動計画)
- 「機構における女性の活躍推進に向けた公共調達の取組の実施について」
- 「ハラスメントによる人権侵害の防止に関する規程」
- 「独立行政法人日本学生支援機構における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」
- 「障害者就労施設等からの物品等の調達方針」

機構では、日本国憲法第 26 条や教育基本法第 4 条に定められる「教育の機会均等」の理念の下、奨学金事業を実施しています。機構が担う奨学金事業は、国連の持続可能な開発目標(SDGs) の内、目標 4「すべての人に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する。」の達成に貢献する等、社会的課題の解決に資するプロジェクト(ソーシャルプロジェクト)として位置付けられるものと考えております。奨学金事業の財源として、国からの資金の他、日本学生支援債券と民間借入金があります。評価機関から第三者評価(セカンドオピニオン)を取得の上、平成 30 年度(第 52 回債)からは日本学生支援債券をソーシャルボンドとして発行し、令和 5 年度からは民間借入金をソーシャルローンとして調達しています。

[ソーシャルファイナンスに関する詳細は、リンク先をご覧ください。](#)



## **(8) 法人の強みや基盤を維持・創出していくための源泉**

機構は、学生等や留学生に対する直接的な支援を全国的に実施してきた機関としての奨学金事業や留学生支援事業における実績や、学生生活支援事業において国の施策の基礎となる各種調査の実施等により学生等を取り巻く環境の変化に対応してきた実績を有しています。

## 8. 業務運営上の課題・リスク及びその対応策

### (1) リスク管理の状況

機構では、目標の達成及び業務の適正確保を図るため、リスク管理全般に必要な事項を定めた「リスク管理規程」を制定するとともに、「リスク管理委員会」を設置し、目標の達成を阻害する可能性を有する要因（リスク）を的確に把握し、その発生可能性の低減、又は発生した場合の損失・被害の最小化を図るための措置を行うこととしています。

令和6年度は、リスク管理規程及び令和6年度リスク管理実施計画に基づきリスク管理に取り組み、機構内外の環境変化を踏まえ、リスクの洗い出し、評価、モニタリングを行い、リスク管理の一層の推進を図りました。また、リスク管理委員会を令和7年3月に開催し、令和6年度のリスク管理の実施状況を確認するとともに、令和7年度リスク管理実施計画を策定しました。

### (2) 業務運営上の課題・リスク及びその対応策の状況

#### ① 機構の組織全体を対象としたリスク

前年度のリスク管理委員会で、優先対応リスクに選定した「人材に関するリスク」について対応計画を実施するとともに、機構内外の環境変化やこれまでの取組等を踏まえ、リスクの洗い出し、評価結果の見直しを実施しました。

#### ② 金融業務に係るリスク

奨学金事業における、財務の健全性の確保や安定的な運営を実施するために、金融業務に係る内部ガバナンスの高度化を図っており、令和6年度においては、機構内外の環境変化を踏まえたリスクの洗い出し、経営管理会議での報告等によるモニタリングを実施し、PDCAサイクルを実践した結果、新たなリスクとして認識される事項はありませんでした。

詳細は、以下のリンク先ページに掲載の「令和6年度業務実績等報告書」を参照ください。

[業務に関する第5期中期目標期間の情報のページへリンク](#)



## 9. 業績の適正な評価の前提情報

令和6年度の機構の各業務についてのご理解とその評価に資するため、各事業の前提となる、主な事業スキームを示します。

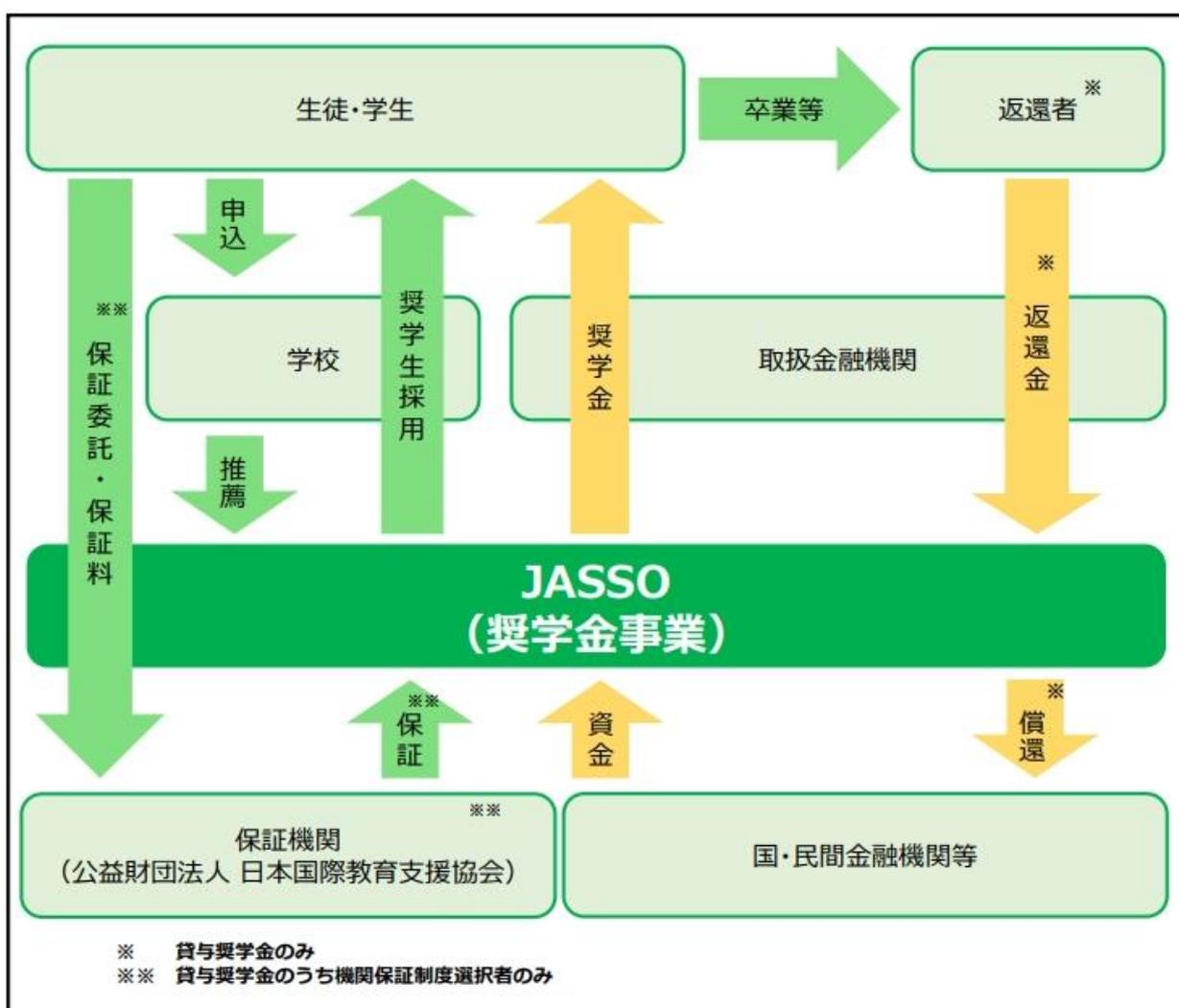
[各事業の具体については、リンク先（目的・事業概要＞JASSO 概要）をご覧ください。](#)



### (1) 奨学金事業

## 奨学金事業

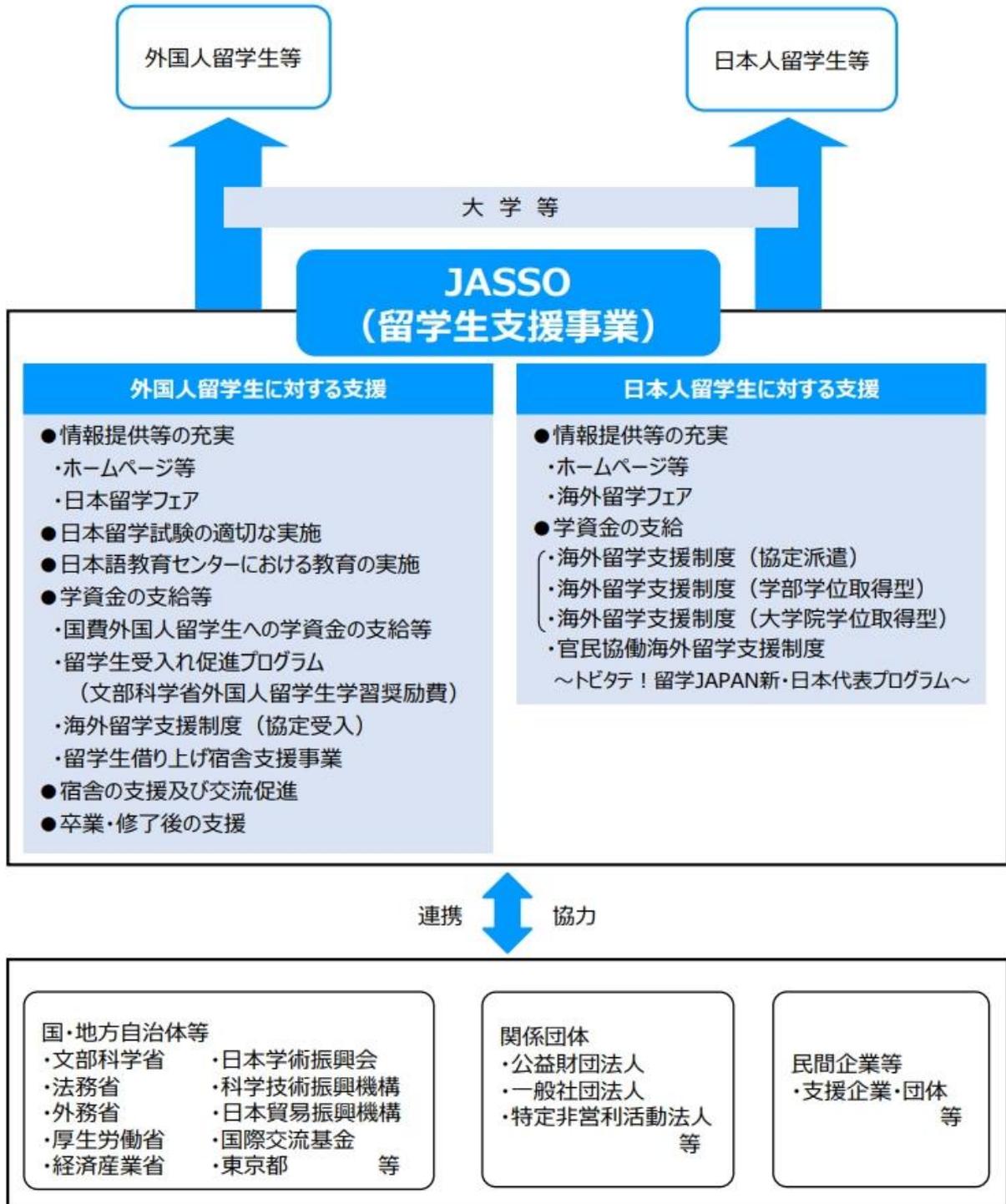
憲法、教育基本法に定める「教育の機会均等」の理念のもと、経済的理由で修学が困難な優れた学生等に学資の貸与及び支給を行っています。



(2) 留学生支援事業

# 留学生支援事業

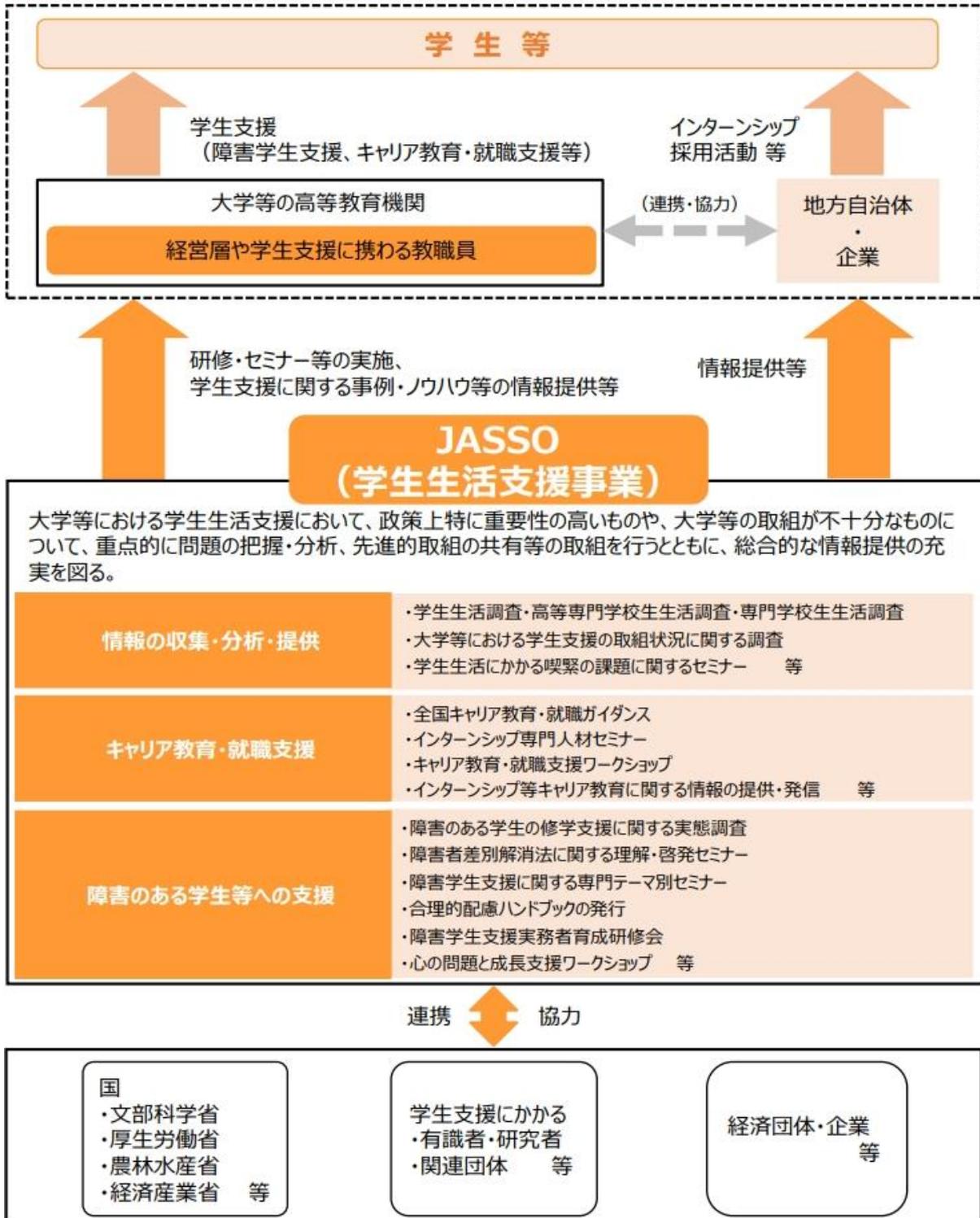
グローバル化が進展する中、留学生交流を一層推進するため、外国人留学生の受入れ・日本人留学生の派遣の両面から、奨学金の支給、情報提供等の支援事業を行っております。



(3) 学生生活支援事業

# 学生生活支援事業

学生を取巻く諸課題の解決に向けた各大学等の取組を支援することを目的として、各種調査のほか、セミナー・ワークショップ・研修会などの事業を実施しています。



## 10. 業務の成果と使用した資源との対比

### (1) 自己評価

各業務（セグメント）ごとの具体的な取組結果と行政コストとの関係の概要は以下のとおりです。

[詳細につきましては、リンク先に掲載している業務実績等報告書をご覧ください。](#)



(単位：百万円)

項目	評価 (※)	行政コスト
I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置		
<b>1 奨学金事業</b>	<b>B</b>	213,324
(1) 給付奨学金	B	
① 奨学金の的確な支給	B	
② 適格認定の実施	B	
(2) 貸与奨学金	B	
① 奨学金の的確な貸与	B	
② 適格認定の実施	B	
③ 債権の適切な管理及び返還金の確実な回収	B	
④ 減額返還・返還期限猶予制度の適切な運用	A	
⑤ 多様な返還方法等の提供	A	
⑥ 返還免除制度の適切な運用	B	
⑦ 機関保証制度の運用	B	
(3) 奨学金事業に共通する事項の実施	B	
① 奨学金制度の周知及び広報の充実	B	
② 学校との連携強化	B	
③ 効果検証方策等の検討	B	
<b>2 留学生支援事業</b>	<b>B</b>	16,435
(1) 外国人留学生に対する支援	B	
① 日本留学に関する情報提供等の充実	B	
② 日本留学試験の適切な実施	B	
③ 日本語教育センターにおける教育の実施	B	
④ 学資金の支給等	B	
⑤ 宿舍の支援及び交流促進	B	
⑥ 卒業・修了後の支援	B	
(2) 日本人留学生に対する支援	A	
① 海外留学に関する情報提供等の充実	A	

②学資金の支給	B	
3 学生生活支援事業	B	331
(1) 学生生活、学生生活支援に関する情報の収集・分析・提供	B	
(2) 障害のある学生等に対する支援	B	
(3) キャリア教育・就職支援	B	
Ⅱ 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置		
1 業務の効率化	B	
(1) 一般管理費等の削減	B	
(2) 人件費・給与水準の適正化	B	
(3) 契約の適正化	B	
2 組織の効果的な機能発揮	B	
3 情報システムの適切な整備及び運用、業務処理方法の改善	B	
4 適切な情報の発信、調査分析等の推進	B	
Ⅲ 財務内容の改善に関する事項		
1 収入の確保等、寄附金の活用	B	
2 予算の管理及び計画的な執行、適切な債権管理	B	
Ⅳ その他業務運営に関する重要事項		
1 内部統制・ガバナンスの強化	B	
2 個人情報保護及び情報セキュリティ対策の推進	B	
3 施設及び設備に関する計画	B	
4 人事に関する計画	B	
法人共通		3,152
合計		233,242

※評語の説明

評定区分は、「文部科学省所管の独立行政法人の評価に関する基準」（平成 27 年 6 月 30 日文部科学大臣決定）を踏まえ、以下のとおりとする（一部の定量的指標を除く。）。

- S： 中期目標管理法の業績向上努力により、中期計画における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる（定量的指標の対中期計画値（又は対年度計画値）が 120%以上で、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合、又は定量的指標の対中期計画値（又は対年度計画値）が 100%以上で、かつ中期目標において困難度が「高」とされており、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合）。
- A： 中期目標管理法の業績向上努力により、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる（定量的指標の対中期計画値（又は対年度計画値）が 120%以上、又は定量的指標の対中期計画値（又は対年度計画値）が 100%以上で、かつ中期目標において困難度が「高」とされている場合）。

- B：中期計画における所期の目標を達成していると認められる（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の100%以上）。
- C：中期計画における所期の目標を下回っており、改善を要する（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の80%以上100%未満）。
- D：中期計画における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の80%未満、又は主務大臣が業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずる必要があると認めた場合）。

**（2）当中期目標期間における主務大臣による過年度の総合評定の状況**

区分	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
評定（※）	－	－	－	－	－

※評語の説明

- S：中期目標管理法人の業務向上努力により、全体として中期計画における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる。
- A：中期目標管理法人の業績向上努力により、全体として中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。
- B：全体としておおむね中期計画における所期の目標を達成していると認められる。
- C：全体として中期計画における所期の目標を下回っており、改善を要する。
- D：全体として中期計画における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める。

## 11. 予算と決算との対比

収入				(単位:百万円)
区分	予算額(A)	決算額(B)	差額(B)-(A)	備考
借入金等	975,114	891,534	△ 83,580	
運営費交付金	16,604	16,604	-	
国庫補助金	269,929	168,785	△ 101,144	
育英資金返還免除等補助金	3,696	3,696	-	
留学生交流支援事業費補助金	8,896	9,323	426	令和5年度及び令和6年度補正予算の措置による増
奨学金業務システム開発費等補助金	-	2,940	2,940	奨学金業務システム開発費等補助金の措置による増
学資支給金補助金	257,336	152,825	△ 104,511	学資支給金補助金経費執行減による減
施設整備費補助金	-	3,123	3,123	施設整備費補助金の執行額の増による増
受託収入等	-	127	127	事業の受託による増
寄附金収入	1,322	1,277	△ 44	
貸付回収金	892,831	901,575	8,744	
貸付金利息等	22,182	22,072	△ 110	
政府補給金	112	104	△ 8	
事業収入	923	928	6	
雑収入	2,866	3,330	463	日本留学試験受験料収入等の増
計	2,181,883	2,009,459	△ 172,424	

支出				
区分	予算額(A)	決算額(B)	差額(A)-(B)	備考
奨学金貸与事業費	855,280	823,834	31,445	
一般管理費	2,180	2,328	△ 148	
うち、人件費（管理系）	1,097	1,231	△ 134	
物件費	1,083	1,097	△ 14	
業務経費	17,119	17,955	△ 836	
うち、人件費（事業系）	4,108	3,825	283	
物件費	13,011	14,130	△ 1,119	
特殊経費	1,094	768	326	システム改修費用の減等
借入金等償還	951,601	997,944	△ 46,343	
借入金等利息償還	29,530	26,187	3,343	支払利息の減
施設整備費	-	3,123	△ 3,123	施設整備費補助金の執行額の増による増
学資支給基金補助金経費	14	7	7	学資支給金支給額の減
留学生交流支援事業費補助金経費	8,896	7,642	1,254	事業経費の減
奨学金業務システム開発費等補助金経費	-	3,260	△ 3,260	奨学金業務システム開発費等補助金の措置による増
学資支給金補助金経費	257,336	150,003	107,333	修学支援学資支給金支給額の減
受託経費等	-	127	△ 127	事業の受託による増
寄附金事業費	1,322	1,277	44	
計	2,124,372	2,034,455	89,917	

※詳細は、以下リンク先に掲載の「決算報告書」をご覧ください。

[「財務に関する第5期中期目標期間の情報」ページへのリンク](#)



## 12. 財務諸表に関する法人の長による説明情報

### <財務諸表、財政状態及び運営状況の法人の長による説明情報>

#### (1) 貸借対照表

【法人単位】

(単位：百万円)

資産の部	金額	負債の部	金額
流動資産	9,400,142	流動負債	1,025,776
現金及び預金	274,473	一年以内償還予定日本学生支援債券	120,000
貸付金	9,123,931	一年以内返済予定長期借入金	881,020
第一種学資貸与金	2,800,393	その他	24,756
第二種学資貸与金	6,350,125	固定負債	8,410,746
貸倒引当金	△ 26,587	日本学生支援債券	120,000
その他	1,738	長期借入金	8,265,597
		退職給付引当金	3,665
固定資産	66,036	その他	21,484
有形固定資産	35,139	負債合計	9,436,522
無形固定資産	12,673		
投資その他の資産	18,224	純資産の部	
破産再生更生債権等	121,839	資本金	100
貸倒引当金	△ 120,039	政府出資金	100
未収財源措置予定額	12,561	資本剰余金	28,499
退職給付引当金見返	3,665	利益剰余金	1,057
差入保証金	198		
		純資産合計	29,656
資産合計	9,466,178	負債・純資産合計	9,466,178

#### 財政状態

当事業年度末の資産合計は9,466,178百万円と、前年度末比121,675百万円減となりました。これは、奨学金貸与事業である第一種貸与金及び第二種貸与金の貸付金の97,137百万円の減が主な要因です。

当事業年度末の負債合計は9,436,522百万円と、前年度末比119,374百万円減となりました。負債の内訳の中で増減額が大きかったものは、長期借入金の減です。

当事業年度の純資産合計は29,656百万円と、前年度末比2,302百万円減となりました。これは、中期目標期間終了に伴う国庫納付による1,042百万円の利益剰余金減等が主な要因です。

## (2) 行政コスト計算書

【法人単位】

(単位：百万円)

	金額
I 損益計算書上の費用	232,734
経常費用	232,734
臨時損失	0
II その他行政コスト	508
減価償却相当額	508
除売却差額相当額	0
III 行政コスト	233,242

## 運営状況

法人単位の当事業年度の行政コストは 233,242 百万円となりました。

## (3) 損益計算書

【法人単位】

(単位：百万円)

	金額
経常費用 (A)	232,734
業務費	229,678
奨学金業務費	63,312
学資金支給業務費	8
修学支援学資金支給業務費	150,003
留学生学資金支給業務費	11,791
その他業務費	4,563
一般管理費	3,055
経常収益 (B)	231,982
補助金等収益等	201,666
自己収入等	27,721
その他	2,595
臨時損失 (C)	0
臨時利益 (D)	0
当期純損失 (E = B - A - C + D)	752
前中期目標期間繰越積立金取崩額 (F)	752

当期総利益 (E+F)	0
-------------	---

## 運営状況

当事業年度の経常費用は 232,734 百万円と、前年度比 3,689 百万円減となりました。経常費用の内訳の中で増減額が大きかったものは、修学支援学資金支給業務費の 2,764 百万円の減、奨学金業務費の 1,663 百万円の減、留学生学資金支給業務費の 976 百万円の増です。

当事業年度の経常収益は 231,982 百万円と、前年度比 4,613 百万円減となりました。経常収益の内訳の中で増減額が大きかったものは、政府補給金収益の 2,526 百万円減、国庫補助金収益の 2,208 百万円減、学資貸与金利息の 993 百万円増です。

上記損益の状況として、当事業年度の当期総利益は 16 百万円と、前年度比 1,933 百万円減となりました。これは、中期目標期間終了に伴う国庫納付及び前中期目標期間繰越積立金を市ヶ谷事務所再整備事業費等にて取崩しを行ったことが主な要因です。

## (4) 純資産変動計算書

【法人単位】

(単位：百万円)

	I 資本金	II 資本剰余金	III 利益剰余金	純資産合計
当期首残高	100	29,007	2,851	31,958
当期変動額				
I 資本金の当期変動額	-	-	-	-
II 資本剰余金の当期変動額	-	△508	-	△508
III 利益剰余金の当期変動額	-	-	△1,794	△1,794
当期変動額合計	-	△508	△1,794	△2,302
当期末残高	100	28,499	1,057	29,656

## 財政状態と運営状況との関係

当事業年度の純資産に係る当期末残高は 29,656 百万円と、前年度比 2,302 百万円の減となりました。これは、利益剰余金の減が主な要因です。

## (5) キャッシュ・フロー計算書

【法人単位】

(単位：百万円)

	金額
I 業務活動によるキャッシュ・フロー (A)	△ 27,616
人件費支出	△ 5,004
学貸貸与金の貸付による支出	△ 823,834
学貸支給金の支給による支出	△ 7
修学支援学貸支給金の支給による支出	△ 150,003
借入金の返済等による支出	△ 2,460,589
補助金等収入	185,438
学資金の回収による収入	901,613
借入等による収入	2,354,004
自己収入等	28,712
その他収入・支出	△ 57,946
II 投資活動によるキャッシュ・フロー (B)	26,965
III 財務活動によるキャッシュ・フロー (C)	△ 775
IV 資金増加額 (E = A + B + C + D)	△ 1,425
V 資金期首残高 (F)	275,898
VI 資金期末残高 (G = F + E)	274,473

### キャッシュ・フローの状況

当事業年度の業務活動によるキャッシュ・フローは△27,616百万円と、前年度比18,881百万円の減となりました。支出においては、短期借入金の返済による支出が74,850百万円増、借入利息の支払による支出が3,268百万円増、長期借入金の返済による支出が18,172百万円減、学貸貸与金貸付による支出が9,058百万円減等により、前年度比52,788百万円増となりました。一方、収入においては、短期借入れによる収入が74,850百万円増、長期借入れによる収入が30,970百万円の減、学貸貸与金の回収による収入が2,299百万円減等により、前年度比33,906百万円増となりました。その結果、支出減が収入減を上回ったため、全体的には前年度に比べ減となりました。

当事業年度の投資活動によるキャッシュ・フローは26,965百万円と、前年度比54,090百万円の増となりました。これは、定期預金の払戻による収入が28,700百万円増等となったことが主な要因です。

当事業年度の財務活動によるキャッシュ・フローは△775百万円と、前年度比43百万円の支出減となりました。

以上により、資金期末残高は274,473百万円と前年比1,425百万円の減となりました。

※詳細は、以下リンク先に掲載の「財務諸表」をご覧ください。  
[「財務に関する第5期中期目標期間の情報」ページへのリンク](#)



## 13. 内部統制の運用に関する情報

機構では、業務方法書において、役員（監事を除く。）の職務の執行が通則法、独立行政法人日本学生支援機構法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他機構の業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項を定めております。

### (1) 内部統制の運用（業務方法書第 47 条、第 51 条）

内部統制委員会として経営管理会議を設置し、機構の重要な方針及び施策並びに内部統制に係る取組に関し、実施状況の把握、検討及び審議を行っています。

### (2) リスクの管理（業務方法書第 52 条）

業務実施の障害となる要因を事前にリスクとして識別、分析及び評価し、当該リスクへ適切に対応するため、リスク管理規程を定め、リスク管理委員会を設置しています。令和 6 年度はリスク管理委員会を令和 7 年 3 月に開催し、令和 6 年度のリスク管理の実施状況を確認するとともに、令和 7 年度リスク管理実施計画を策定しました。

### (3) 監事監査・内部監査（業務方法書第 55 条、第 56 条）

監事は、機構の業務及び会計に関する監査を行います。監査報告を作成し理事長及び文部科学大臣に提出し、監査の結果、是正または改善を要する事項があると判断したときは理事長又は文部科学大臣に対してその旨の意見を提出できます。

また、理事長は、業務運営の効果的かつ効率的執行を図るとともに、予算執行及び会計経理の適正を期するため、監査員に命じ内部監査を行なわせ、その結果に対する改善措置状況について報告を受けることとなっております。令和 6 年度の内部監査として、業務監査、会計監査、自己査定監査、法人文書監査等を行い、適正に実施されたことを確認しています。

### (4) 入札及び契約に関する事項（業務方法書第 58 条）

入札及び契約に関し、監事及び外部有識者から構成される「契約監視委員会」の設置等を定めた内部規程等を整備することとしており、契約監視委員会規程の他、契約事務の適切な実施等を目的として契約事務取扱細則を定めています。令和 6 年度においては契約監視委員会を令和 6 年 5 月に開催し、令和 6 年度調達等合理化計画及び令和 5 年度の調達等合理化計画の自己評価について点検を行いました。

### (5) 予算の適正な配分（業務方法書第 59 条）

運営費交付金を原資とする予算の配分が適正に実施されることを確保するための体制の整備及び評価結果を予算配分等に活用する仕組みの整備の一環として、理事長決定の予算編成方針に基づき、各予算責任者が作成した予算執行計画を財務部がとりまとめ、理事会での審議を経て予算を決定、配分しました。また、第 3 四半期において、適正に予算が執行されるよう配分額の見直しを行いました。

## 14. 法人の基本情報

### (1) 沿革

平成 16 年 4 月 日本育英会において実施してきた日本人学生への奨学金貸与事業、日本国際教育協会、内外学生センター、国際学友会、関西国際学友会の各公益法人において実施してきた留学生交流事業及び国が実施してきた留学生に対する奨学金の給付事業や学生生活調査等の事業を整理・統合し、学生支援事業を総合的に実施する文部科学省所管の独立行政法人として設立。

#### 【旧法人の沿革】

- 日本育英会  
昭和18年10月 財団法人大日本育英会として創立  
昭和19年 4月 特殊法人大日本育英会として設立  
昭和28年 8月 日本育英会に名称変更
- 日本国際教育協会  
昭和32年 3月 財団法人として設立
- 内外学生センター  
昭和20年 3月 文部省内に文部大臣を会長とした動員学徒援護会設立  
昭和20年 7月 財団法人勤労学徒援護会として設立  
昭和22年 1月 財団法人学徒援護会に名称変更  
平成元年 4月 財団法人内外学生センターに名称変更
- 国際学友会  
昭和10年12月 外務省の外郭団体として創立  
昭和15年12月 財団法人国際学友会（内閣情報局所管）として設立  
昭和20年 8月 所管官庁が外務省に移管  
昭和54年 4月 所管官庁が文部省に移管
- 関西国際学友会  
昭和31年 6月 財団法人関西国際学友会（外務省所管）として設立  
昭和54年 4月 所管官庁が文部省に移管

### (2) 設立に係る根拠法

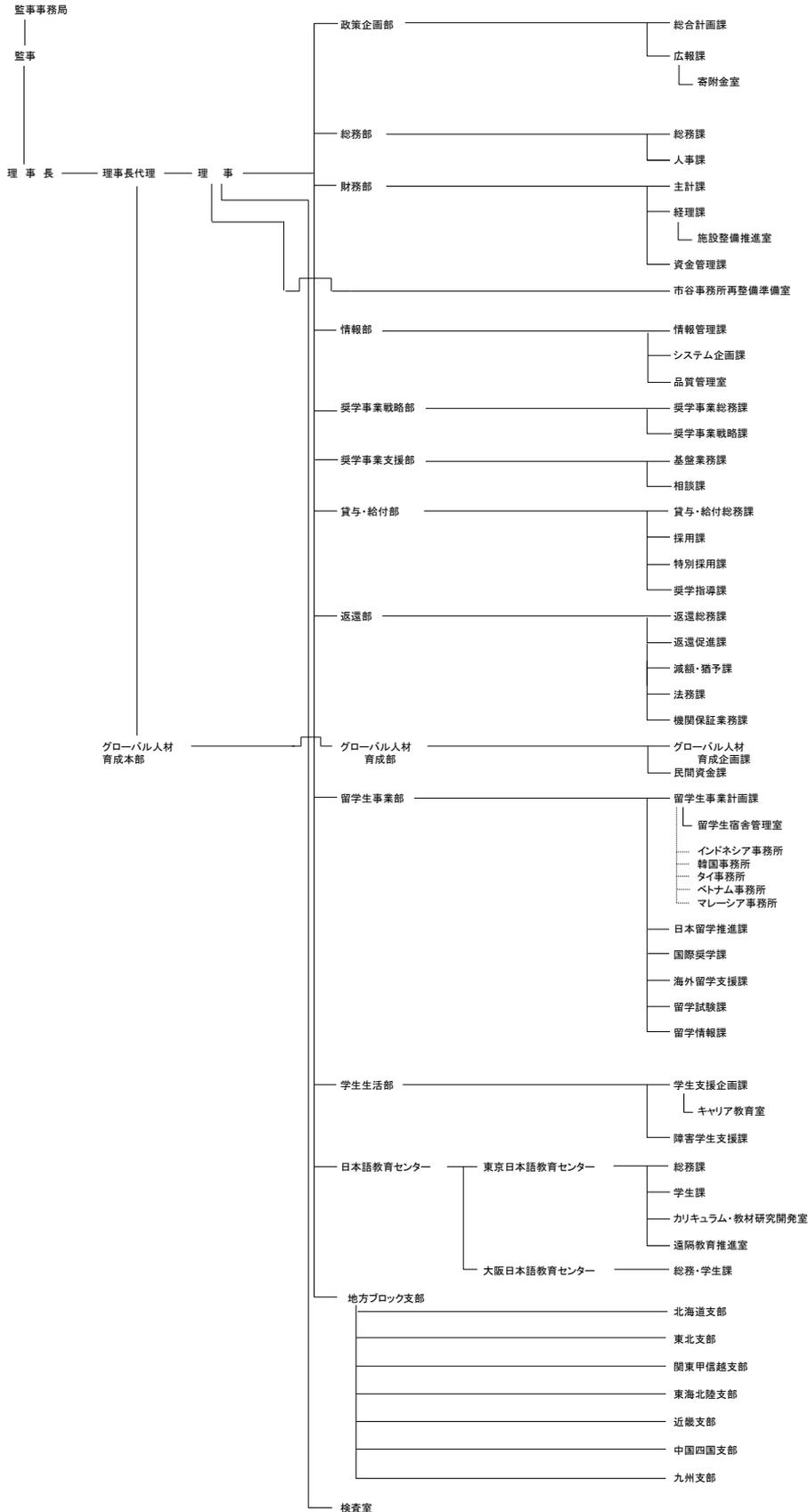
独立行政法人日本学生支援機構法（平成 15 年法律第 94 号）

### (3) 主務大臣

文部科学大臣（文部科学省高等教育局学生支援課）

(4) 組織図

(令和7年3月31日現在)



## (5) 事務所（従たる事務所を含む）の所在地

- 【本部】 : 〒226-8503 神奈川県横浜市緑区長津田町4259 S-3
- 【市谷事務所】 : 〒162-8412 東京都新宿区市谷本村町10-7  
※市谷事務所は、改修に伴い東銀座事務所に仮移転（2023年8月～）
- 【東銀座事務所】 : 〒104-8112 東京都中央区銀座6-18-2  
野村不動産銀座ビル4～9F、13～15F
- 【駒場事務所】 : 〒153-8503 東京都目黒区駒場4-5-29
- 【青海事務所】 : 〒135-8630 東京都江東区青海2-2-1
- 【グローバル人材育成部】 : 〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2  
(文部科学省内 官民協働海外留学創出プロジェクト)
- 【日本語教育センター】
- ・東京日本語教育センター : 〒169-0074 東京都新宿区北新宿3-22-7
  - ・大阪日本語教育センター : 〒543-0001 大阪府大阪市天王寺区上本町8-3-13
- 【地方ブロック支部】
- ・北海道支部 : 〒060-0042 北海道札幌市中央区大通西3-11 北洋ビル10F
  - ・東北支部 : 〒980-0811 宮城県仙台市青葉区一番町2-4-1  
青葉通パークビルディング10F
  - ・関東甲信越支部 : 〒153-8503 東京都目黒区駒場4-5-29
  - ・東海北陸支部 : 〒460-0003 愛知県名古屋市中区錦1-4-16  
KDX名古屋日銀前ビル3F
  - ・近畿支部 : 〒530-0047 大阪府大阪市北区西天満4-11-22  
阪神神明ビルディング8F
  - ・中国四国支部 : 〒730-0012 広島県広島市中区上八丁堀4-27  
上八丁堀ビル6F
  - ・九州支部 : 〒810-0041 福岡県福岡市中央区大名2-9-27  
野村不動産赤坂センタービル3F
- 【海外事務所】
- ・インドネシア(ジャカルタ) : Summitmas Tower II, 2nd Floor, Jalan Jenderal Sudirman, KAV 61-62, Jakarta 12190 INDONESIA
  - ・韓国(ソウル) : 702 Garden Tower, 84 Yulgok-ro, Jongno-gu, Seoul 03131 Republic of KOREA
  - ・タイ(バンコク) : 10F Serm-mit Tower, 159 Asok-Montri Rd., Klongtoey-Nua, Wattana, Bangkok 10110 THAILAND
  - ・ベトナム(ハノイ) : 4th Floor, CornerStone Building, 16 Phan Chu Trinh Street, Hoan Kiem District, Hanoi, VIETNAM
  - ・マレーシア(クアラルンプール) : A-7-5, Northpoint Offices, Mid Valley City, No.1, Medan Syed Putra Utara, 59200 Kuala Lumpur, MALAYSIA

## (6) 主要な特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等の状況

なし

## (7) 主要な財務データの経年比較

(単位：百万円)

区別	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
資産	9,896,717	9,811,648	9,689,984	9,587,853	9,466,178
負債	9,810,571	9,780,413	9,659,332	9,555,896	9,436,522
純資産	86,147	31,235	30,652	31,958	29,656
行政コスト	254,009	339,699	235,117	237,151	233,242
経常費用	252,886	284,585	234,593	236,423	232,734
経常収益	251,534	280,851	232,376	236,594	231,982
当期総利益又は当期総損失(△)	5,141	△8,771	80	1,933	0

## (8) 翌事業年度に係る予算、収支計画及び資金計画

### ① 予算

(単位：百万円)

区分	金額
収入	
借入金等	1,001,053
運営費交付金	16,510
育英資金返還免除等補助金	3,841
学資支給金補助金	195,444
留学生交流支援事業費補助金	9,564
施設整備費補助金	712
寄附金収入	1,483
貸付回収金	891,776
貸付金利息等	25,316
政府補給金	150
事業収入	923
雑収入	2,643
計	2,149,416
支出	
奨学金貸与事業費	865,977
一般管理費	2,152
うち、人件費(管理系)	1,072

物件費	1,080
業務経費	17,694
奨学金事業を除く事業費	17,694
うち、人件費（事業系）	4,054
物件費	13,639
特殊経費	230
借入金等償還	1,046,940
借入金等利息償還	38,413
学資支給基金補助金経費	5
学資支給金補助金経費	195,444
留学生交流支援事業費補助金経費	9,564
施設整備費	712
寄附金事業費	1,483
計	2,178,614

## ② 収支計画

(単位：百万円)

区分	金額
費用の部	
経常費用	275,960
業務経費	268,537
寄附金事業費	1,483
一般管理費	2,094
減価償却費	3,846
臨時損失	2
収益の部	
経常収益	276,149
運営費交付金収益	15,134
自己収入	28,879
寄附金収益	1,483
補助金等収益	226,693
賞与引当金見返に係る収益	409
退職給付引当金見返に係る収益	34
資産見返負債戻入	3,518
臨時利益	2
純利益	189
目的積立金取崩額	224

総利益	413
-----	-----

### ③ 資金計画

(単位：百万円)

区分	金額
資金支出	
業務活動による支出	△3,657,563
奨学金貸与	△865,977
奨学金給付	△195,449
人件費支出	△5,309
短期借入金の返済による支出	△1,480,959
長期借入金の返済による支出	△1,046,940
支払利息	△38,413
寄附金事業による支出	△1,342
その他の業務支出	△23,174
投資活動による支出	△ 1,952
財務活動による支出	△ 358
次年度への繰越金	331,666
資金収入	
業務活動による収入	3,628,883
運営費交付金による収入	16,510
政府補給金による収入	150
国庫補助金による収入	208,850
貸付回収金による収入	891,776
学資支給金の回収金による収入	105
短期借入による収入	1,480,959
長期借入による収入	1,000,882
貸付金利息	25,316
その他の業務収入	3,652
寄附金による収入	683
投資活動による収入	861
施設整備費による収入	712
その他の投資収入	149
財務活動による収入	-
前年度からの繰越金	361,796

※年度計画の詳細は、[リンク先（業務に関する第5期中期目標期間の情報）](#)をご覧ください。



## 15. 参考情報

### (1) 要約した財務諸表の科目の説明

#### ① 貸借対照表

現金及び預金	: 現金、預金
第一種学資貸与金	: 無利子奨学金
第二種学資貸与金	: 有利子奨学金
貸倒引当金	: 第一種学資貸与金及び第二種学資貸与金の回収不能見込額
その他（流動資産）	: 学資貸与金未収利息、未収消費税など
有形固定資産	: 土地、建物、車両、工具など長期にわたって使用又は利用する有形の固定資産
無形固定資産	: 借地権、ソフトウェアなど、長期にわたって使用又は利用する無形の固定資産
破産再生更生債権等	: 滞納10年を超える等の第一種学資貸与金及び第二種学資貸与金の延滞債権
未収財源措置予定額	: 貸倒引当金繰入等に対し、後年度に国の財源措置が予定される額
退職給付引当金見返	: 退職金の見積計上額
その他（固定資産）	: 差入保証金など
一年以内償還予定日本学生支援債券	: 翌年度に償還が予定される財投機関債
一年以内返済予定長期借入金	: 翌年度に返済が予定される一般会計借入金、財政融資資金借入金及び民間借入金
その他（流動負債）	: 運営費交付金債務、預り金、リース債務、未払金など
日本学生支援債券	: 翌々年度以降に償還が予定される財投機関債
長期借入金	: 翌々年度以降に返済が予定される一般会計借入金、特別会計借入金、財政融資資金借入金
その他（固定負債）	: 長期預り補助金等、長期預り寄附金、資産見返負債、長期リース債務など
政府出資金	: 国からの出資金であり、機構の財産的基礎を構成
資本剰余金	: 機構設立にあたり出えんされた資産で財産的基礎を構成するもの
利益剰余金	: 機構の業務に関連して発生した剰余金の累計額

#### ② 行政コスト計算書

損益計算書上の費用	: 損益計算書における経常費用、臨時損失
その他行政コスト	: 政府出資金や国から交付された施設費等を財源として取得した資産の減少に対応する、独立行政法人の実質的な会計上の財産的基礎の減少の程度を表すもの
行政コスト	: 独立行政法人のアウトプットを産み出すために使用したフルコストの性格を

有するとともに、独立行政法人の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコストの算定基礎を示す指標としての性格を有するもの

### ③損益計算書

- 奨学金業務費 : 学資貸与金の貸与に係る業務費  
学資金支給業務費 : 学資支給金の支給に係る業務費  
修学支援学資金支給業務費 : 修学支援学資支給金の支給に係る業務費  
留学生学資金支給業務費 : 留学生等に対する奨学金の支給等の業務に要する業務費  
その他業務費 : その他留学生支援業務及び学生生活支援業務に要する業務費  
一般管理費 : 管理部門に係る費用、共通経費等  
補助金等収益等 : 国庫補助金等、国からの運営費交付金のうち当期の収益として認識した収益  
自己収入等 : 事業収入、受託収入などの収益  
財源措置予定額収益 : 当期に発生した貸倒引当金繰入等に対し、後年度に国の財源措置が予定される額  
その他 : 資産見返負債戻入、賞与引当金及び退職給付引当金見返収益  
臨時損失 : 取得時に資産見返負債を計上した固定資産の除売却による損失等  
臨時利益 : 運営費交付金や補助金等を財源として取得した固定資産の除売却による収益等  
前中期目標期間繰越積立金取崩額 : 前中期目標期間繰越積立金を、目的に沿って取り崩した額

### ④純資産変動計算書

- 当期末残高 : 貸借対照表の純資産の部に記載されている残高

### ⑤キャッシュ・フロー計算書

- 業務活動によるキャッシュ・フロー : 独立行政法人の通常の業務の実施に係る資金の状態を表し、サービスの提供等による収入、又はサービスの購入による支出、人件費支出等が該当  
投資活動によるキャッシュ・フロー : 将来に向けた運営基盤の確立のために行われる投資活動に係る資金の状態を表し、固定資産や有価証券の取得・売却等による収入・支出が該当  
財務活動によるキャッシュ・フロー : リース債務の返済による支出が該当

## (2) その他公表資料等との関係の説明

本書は、法人の全体像を簡潔に説明する資料として位置づけられており、財務情報・非財務情報の概要情報を提供しています。詳細情報は、以下のとおりホームページ等にて公表しておりますので、本書と併せてご覧ください。

### 【ホームページ】

#### ◆日本学生支援機構ホームページ（ポータル）

<https://www.jasso.go.jp/>



- ・業務に関する第5期中期目標期間の情報  
(<https://www.jasso.go.jp/about/disclosure/gyoumu/5th.html>)
- ・財務に関する第5期中期目標期間の情報  
(<https://www.jasso.go.jp/about/disclosure/zaimu/5th.html>)
- ・規程等  
(<https://www.jasso.go.jp/about/disclosure/kitei/index.html>)
- ・IR情報  
(<https://www.jasso.go.jp/about/ir/index.html>)

### 【パンフレット】

#### ◆JASSO 概要

<https://www.jasso.go.jp/about/organization/jigyougaiyou.html#03>



#### ◆JASSO OUTLINE

<https://www.jasso.go.jp/en/about/organization/jigyougaiyou.html#04>

